

令和8年度(令和7年中の所得にかかる)給与年金所得・配偶者(特別)控除計算表

表1 給与所得の計算方法

※斜字部分は1,000円未満の端数切り捨て

収入金額 (源泉徴収票の「支払金額」欄)	給与所得金額
650,999円 以下	0 円
651,000円 ～ 1,899,999円	収入金額 - 650,000 円
1,900,000円 ～ 3,599,999円	(収入金額 ÷ 4) × 2.8 - 80,000 円
3,600,000円 ～ 6,599,999円	(収入金額 ÷ 4) × 3.2 - 440,000 円
6,600,000円 ～ 8,499,999円	収入金額 × 0.9 - 1,100,000 円
8,500,000円 以上	収入金額 - 1,950,000 円

表2 公的年金等の雑所得の計算方法

収入金額 (源泉徴収票の「支払金額」欄)		公的年金等の雑所得金額 (年金以外の所得が1,000万円以下の場合)
(令和8年) 1/1現在 64歳 以下の方	1,300,000円 未満	収入金額 - 600,000 円
	1,300,000円 ～ 4,099,999円	収入金額 × 0.75 - 275,000 円
	4,100,000円 ～ 7,699,999円	収入金額 × 0.85 - 685,000 円
	7,700,000円 ～ 9,999,999円	収入金額 × 0.95 - 1,455,000 円
(令和8年) 1/1現在 65歳 以上の方	10,000,000円以上	収入金額 - 1,955,000 円
	3,300,000円 未満	収入金額 - 1,100,000 円
	3,300,000円 ～ 4,099,999円	収入金額 × 0.75 - 275,000 円
	4,100,000円 ～ 7,699,999円	収入金額 × 0.85 - 685,000 円
	7,700,000円 ～ 9,999,999円	収入金額 × 0.95 - 1,455,000 円
	10,000,000円以上	収入金額 - 1,955,000 円

※公的年金等の雑所得以外に係る合計所得金額が1,000万円を超え2,000万円以下の場合
は10万円、2,000万円を超える場合は20万円を雑所得金額に追加します。

表3 配偶者の合計所得と税金、および扶養者の配偶者(特別)控除の関係

※所得金額≠収入金額です。(収入→所得の計算方法は表1・表2参照) (扶養者の合計所得が900万円以下(給与収入のみであれば10,950,000円以下)の場合)

配偶者の合計所得金額 (前年1月～12月)	扶養者に適用される所得控除				配偶者にかかる税金		
	配偶者控除		配偶者特別控除		所得税	住民税 (配偶者に扶養親族がいない場合)	
	所得税	住民税	所得税	住民税			
380,000円 以下	38万円 (配偶者が70歳以上であれば 48万円)	33万円 (配偶者が70歳以上であれば 38万円)			非課税	非課税	
380,001円 ～ 450,000円						均等割 5,500円	
450,001円 ～ 580,000円			38万円 36万円	33万円	課税標準額が1,949,000円以下の 場合、 課税標準額 × 5% － 税額控除額 (実際は、上記税額に復興特別 所得税(所得税額×2.1%)が加算 されます。) ※課税標準額 ＝ 合計所得金額 － 所得控除合計額 ※税額控除： 配当控除、住宅借入金等特別控除、寄附金税額控 除、調整控除(住民税のみ)など	均等割 5,500円 ＋ 所得割 課税標準額 × 10% － 税額控除額	
580,001円 ～ 950,000円							
950,001円 ～ 1,000,000円			31万円				
1,000,001円 ～ 1,050,000円			26万円				
1,050,001円 ～ 1,100,000円			21万円				
1,100,001円 ～ 1,150,000円			16万円				
1,150,001円 ～ 1,200,000円			11万円				
1,200,001円 ～ 1,250,000円			6万円				
1,250,001円 ～ 1,300,000円			3万円				
1,300,001円 ～ 1,330,000円							
1,330,001円 以上							